

# 「染井霊園再生のあり方について」答申

～ さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間 ～



平成24年5月30日

東京都公園審議会



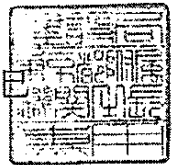
平成24年5月30日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都公園審議会

会長 山田 勝巳



「染井霊園再生のあり方について」について（答申）

平成23年11月17日付23建公計第174号で諮問のあったことについて、別添「染井霊園再生のあり方について」のとおり答申する。

## はじめに

本審議会は、平成 23 年 11 月、東京都知事より、「染井霊園再生のあり方」について諮問を受けた。

現在、都においては、平成 14 年 12 月の本審議会答申「区部霊園の管理について」に基づき、リーディングプロジェクトである青山霊園では「歴史の森、時の流れが積み重なる空間」を、続いて谷中霊園では「寺町の風情と緑陰に包まれ、まちの歴史を育む空間」を再生のテーマとして、それぞれ霊園再生事業が進められている。今回の諮問は、これらに続き、染井霊園を対象として、その再生のあり方を検討するものである。

染井霊園は、江戸時代に園芸の一大拠点として栄えた歴史を有する地にあつて、名花「ソメイヨシノ」のふるさとに立地し、「巣鴨地藏通り商店街」など賑わいのある町並みにも近接している。また、緑の少ない豊島区にあつて貴重な緑地空間である一方、区部霊園としては最も小規模であり、新たな施設の導入による景観への影響が大きくなりやすいことから、再生事業にあたっては細心の配慮が必要であるなど、青山・谷中霊園とは異なる独自の特徴を有している。

このため、区部霊園の基本的な考え方である「『霊園』と『公園』の共存」を図るとともに、染井霊園らしい再生のあり方が求められた。

また、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、人々の「生死」に対する意識が大きく影響を受け、霊園の本質と重要性について今一度考え直す時期にさしかかっているととも考えられる。

このため、審議会では、諮問内容について、より専門的な見地から検討を深めるため、「霊園専門部会」を設置し、公園審議会と双方で審議を行った。

平成 24 年 3 月には、審議の経過を「中間のまとめ」として都民に広く公表して意見を募り、そこで寄せられた都民の皆様からのご意見を踏まえ、本答申をまとめている。

審議にあたっては、染井霊園が有する自然資源や歴史的・人文資源の活用、豊かな地域性を活かしたまちづくりとの連携、故人を偲ぶための風格ある静謐な空間への配慮等、これからの染井霊園のあるべき姿について検討した。

本答申は、「さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生テーマとし、その豊かな自然資源や人文資源とこれまで培われた魅力ある地域性との相互作用によって、人々が集う空間として生まれ、良好な地域コミュニティの醸成に資する霊園として再生していくことを提言するものである。

本審議会は、この答申を基にして、染井霊園の再生計画がより具体的に推進されていくことを強く期待する。

平成 24 年 5 月 30 日

東京都公園審議会  
会長 山田 勝巳

# 目次

第1	基本的な考え方	1
第2	染井霊園の現況	2
1	染井霊園の概要	2
2	自然（緑）資源から見た染井霊園	6
3	歴史・文化資源から見た染井霊園	12
4	染井（駒込地区）のまちづくり	16
第3	染井霊園の再生方針	18
1	染井霊園再生のテーマ	18
2	3つの再生方針	18
第4	染井霊園再生に向けた取組	19
1	再生方針の実現に向けた取組	19
2	谷中霊園再生の概念図	21
第5	再生のために用いる制度・手法	23
1	空地の集約・拡大	23
2	霊園資源の活用	28
3	デザインイメージの共有	32
4	再生事業の進め方	33
第6	再生を都民・地域と進めるために	34
1	都民、使用者との協調	34
2	地域との連携による再生の推進	34
第7	再生のスケジュール	35
○	用語解説	36
○	資料出典一覧	39
○	名簿	40
○	これまでの審議日程	41

## 第1 基本的な考え方

東京都23区内にある青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園の4霊園（以下「区部霊園<sup>(1)</sup>」という。）について、都では将来的に公園緑地とすることを目指して、昭和30年代半ばから、無縁墳墓整理や使用墓所の返還によって生じた空き墓所の新規貸付を停止してきた。

その後、昭和63年の「東京都霊園問題調査会<sup>(2)</sup>」の提言並びに平成9年の「東京都霊園管理問題等検討委員会<sup>(3)</sup>」答申においても、新規貸付停止の継続や当面の整備方針が示されてきた。しかし40年あまりを経ても、返還等によって生じた空き墓所数は、各霊園とも1割程度にとどまり、区部霊園を全面的に公園緑地化することは現状との乖離が大きく、再検討の必要に迫られてきた。

このため、平成14年12月、本審議会は、東京都知事より諮問された「区部霊園の管理について」において、区部霊園の将来像への提言として「区部霊園が開設以来130年の歴史の中で育んできた自然資源や歴史的な人文資源は都民の共有の貴重な財産である。都は、そうした財産を良好に保全しながら、さらに40年間で得られた空地进行を効果的に活用し、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、『霊園』と『公園』が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきである。」との答申を行った。あわせて、青山霊園をリーディングプロジェクトとして再生に取り組むこととした。

さらに、平成17年5月には、青山霊園に続いて「谷中霊園再生のあり方について」の答申を行い、再生への取組を進めている。

これら答申における区部霊園再生の考え方は、霊園本来の機能である故人を偲ぶ静謐で品格ある空間としての機能を保持したうえで、地域ごとの特性を反映しながら、自然資源を活かした安らぎと潤いの場、さらには霊園のもつ歴史的な人文資源を介して歴史に触れることのできる場として再生し、また、霊園は都市部の貴重なオープンスペース<sup>(4)</sup>であることから、災害時の避難場所としての機能も充実するなど、その空間形成において多様な機能の共存を求めるものである。

このように区部霊園の再生は、従来の霊園の枠を越え、地域のまちづくりとも関連し、魅力的な都市東京の創造にも寄与しようとする取組である。このため、今後とも区部霊園の再生を積極的に進めていく意義は極めて大きいと考えられる。

染井霊園再生のあり方の検討にあっては、このような考え方にに基づき進めることとする。

## 第2 染井霊園の現況

### 1. 染井霊園の概要

染井霊園は、豊島区の北東部、巣鴨駅の北側に位置し、区部霊園の中で最も面積の小さな霊園である。

本霊園は播州林田藩建部家の抱屋敷<sup>(5)</sup>跡地にあり、明治7年9月1日に東京府が染井墓地として開設した。その後、明治22年東京市に移管となり、昭和10年5月に名称を染井霊園と改め、現在に至っている。

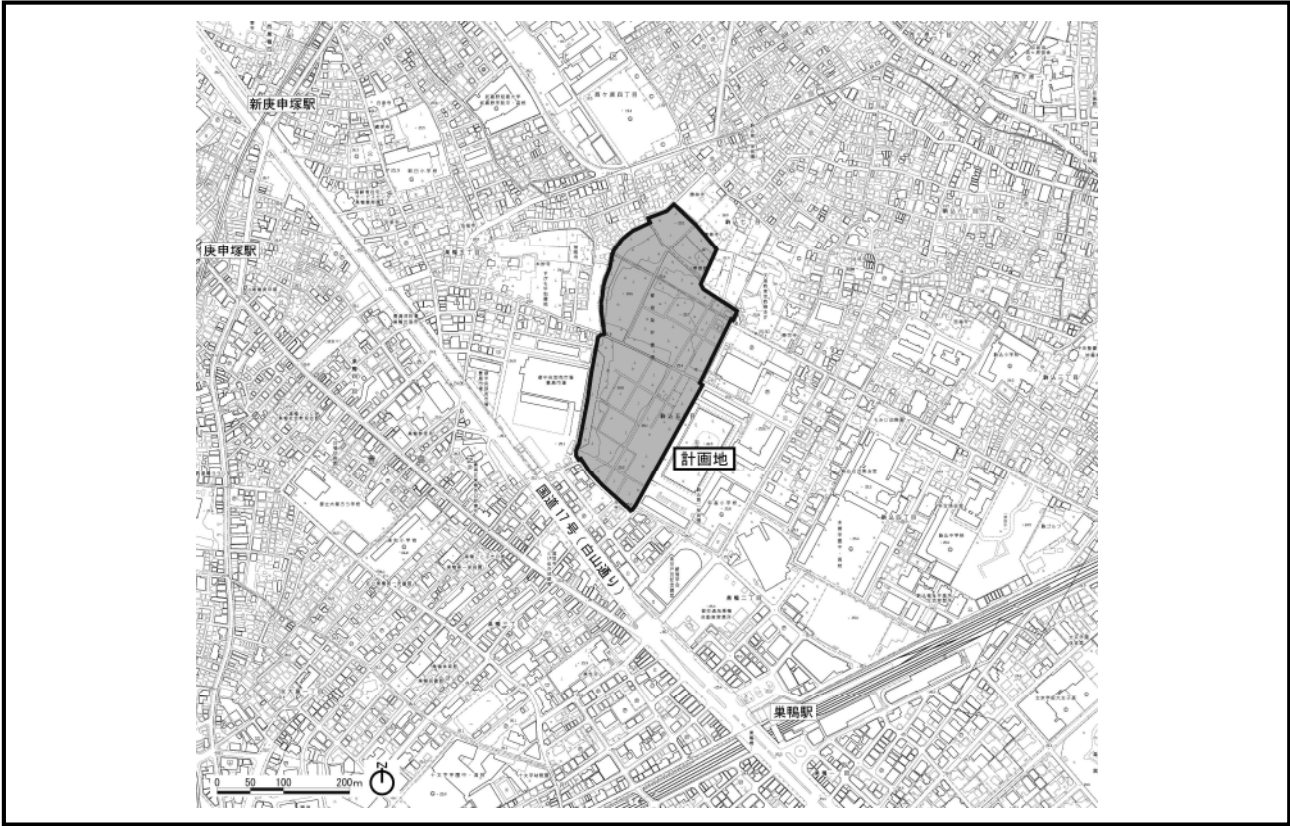
総面積は約6.8haであり、およそ半分が墓所としての区域である。昭和37年以降、将来の公園化を目指して、昭和37年以来、空き墓所の貸付を停止している。

園内は、車両の通行する道路により区切られるものの、比較的静かな環境で、墓参者だけでなく近隣居住者の散策、憩いの場などとなっている。

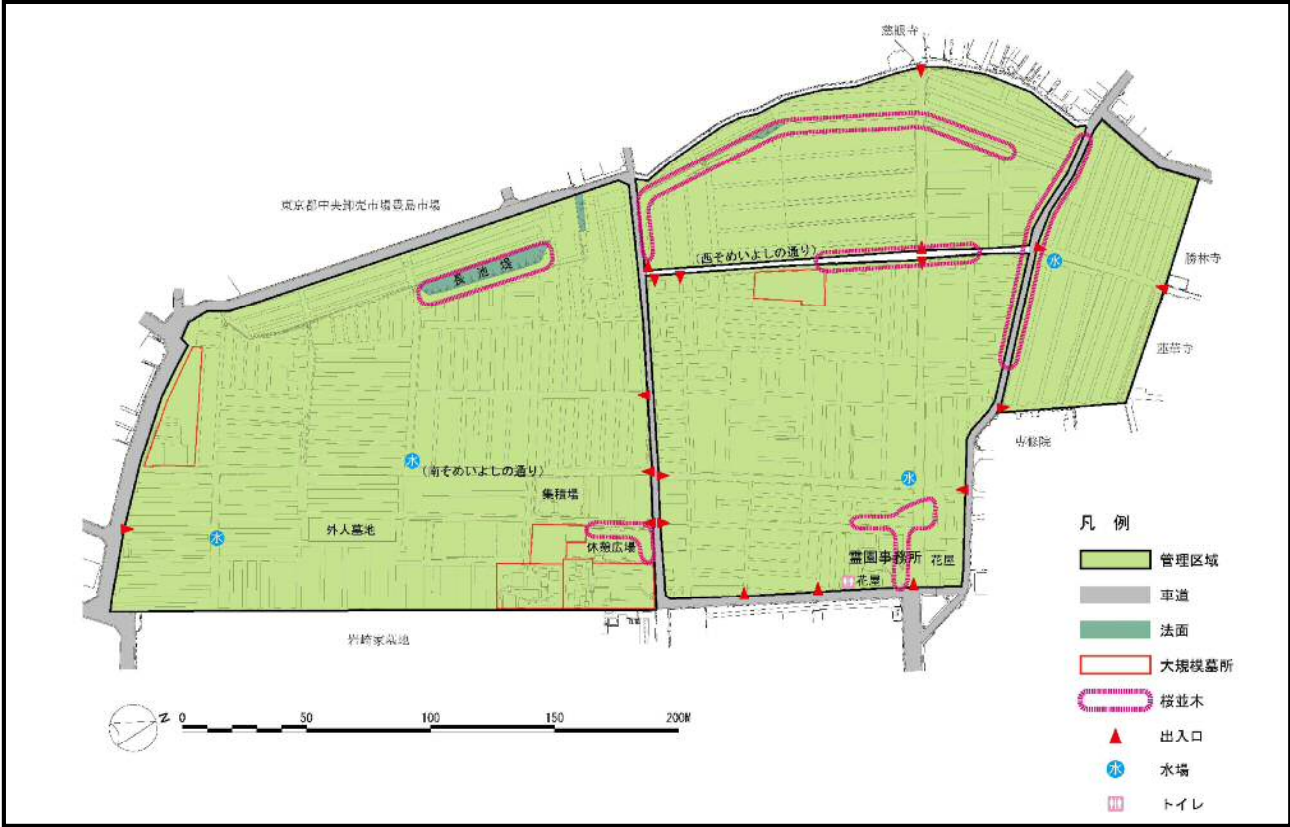
所在地		豊島区駒込五丁目
沿革	霊園以前の状況	播州林田藩建部家抱屋敷跡地
	明治7年6月	染井神葬地として墓地の指定
	明治7年9月1日	墓地の開設
	明治9年5月22日	東京府への移管
	明治22年	東京市への移管
	明治22年5月	墓園の都市計画決定（当初）
	明治36年3月	墓園の都市計画決定（最終）
	昭和37年6月	墓所の貸付停止
	平成14年12月	公園審議会答申「区部霊園の管理について」
面積等		総面積 : 67,911 m <sup>2</sup> 墓所面積 : 35,339 m <sup>2</sup> 墓所可能数 : 4,546 箇所
空き墓所の状況		面積 : 2,530 m <sup>2</sup> 墓所数 : 497 箇所

(平成23年11月現在)

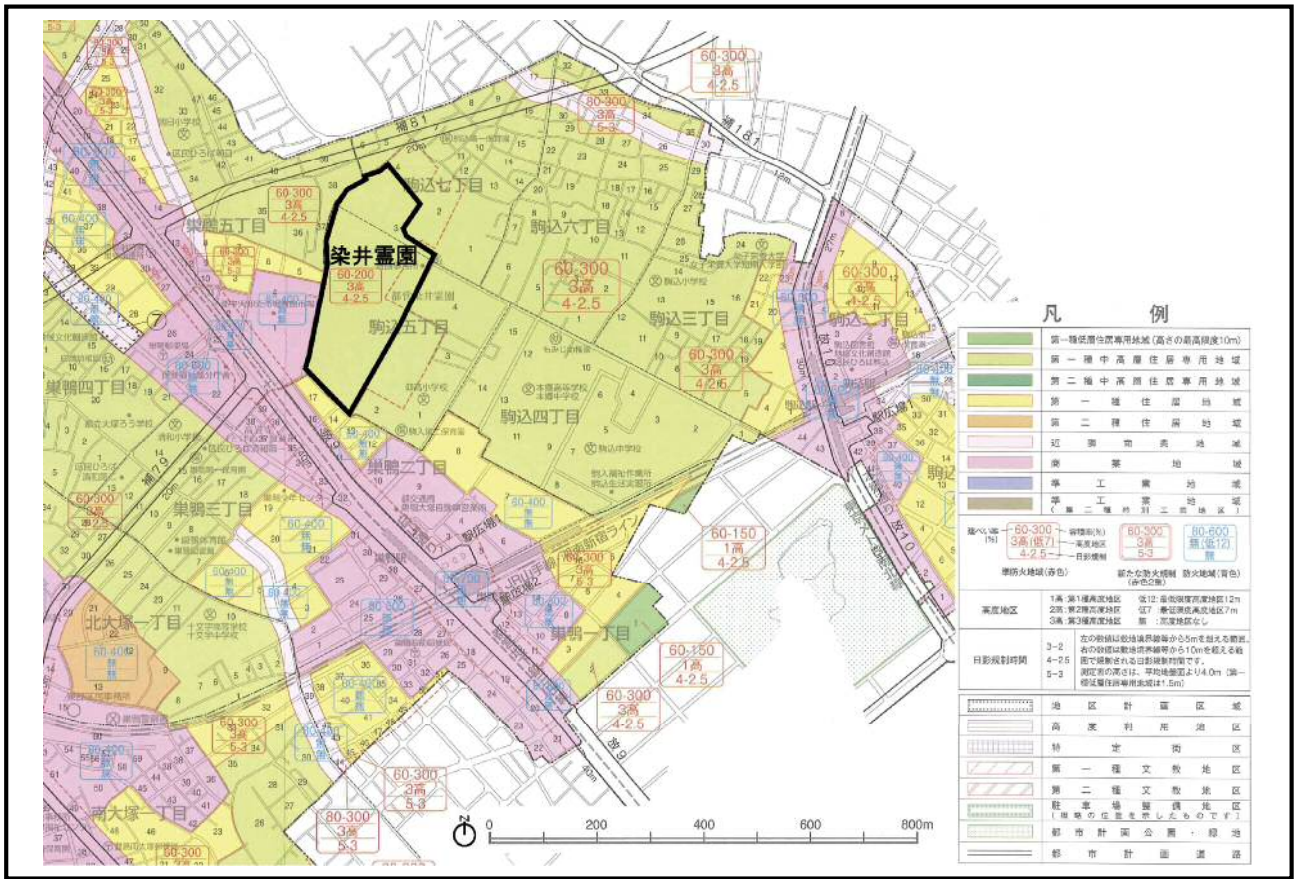




図表 1 染井霊園位置図

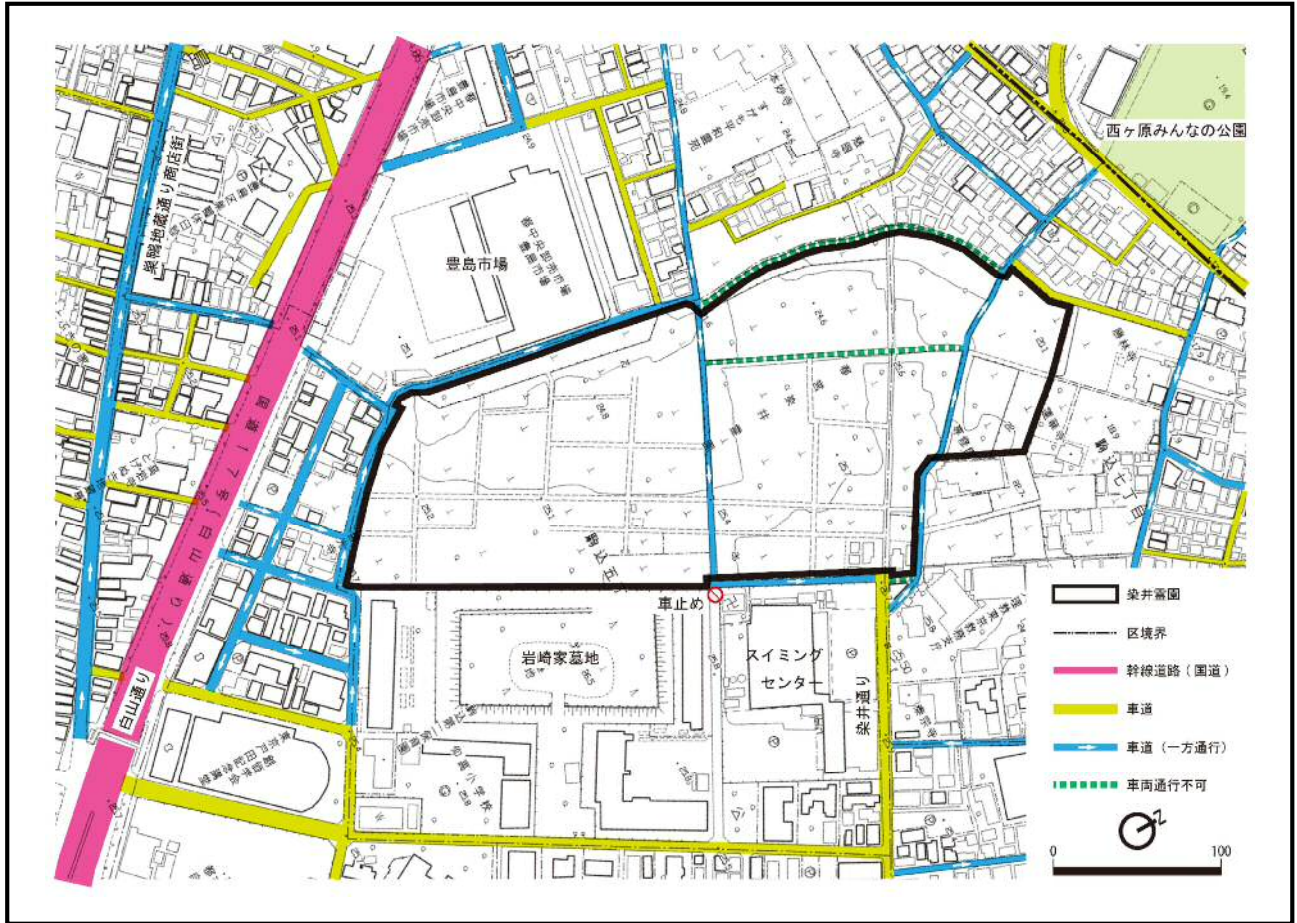


図表 2 染井霊園平面図



図表3 都市計画図(地域地区等)





図表4 周辺道路状況図

## 2. 自然（緑）資源から見た染井霊園

### （1）周辺の状況

染井霊園は武蔵野台地の東端に位置しており、霊園東側には、台地と東京低地との崖線<sup>(6)</sup>がある。この崖線は、飛鳥山から田端、日暮里を経て上野へ続き、さらに日比谷、芝、品川へと連なり、この崖線の緑は区部における南北の緑の骨格軸を形成している。

霊園周辺には、文化財として保存された旧古河氏庭園（北区）や六義園（文京区）といった緑地があるが、豊島区内を見ると、まとまりのある緑地空間は少なく、染井霊園は地域の貴重なオープンスペースとなっている。

また、本霊園は豊島区みどりの基本計画（平成23年3月）において、重要なみどりの拠点として位置づけられ、雑司ヶ谷霊園と併せて「霊園と公園（森）の共存する空間」として再整備することについて都と協議を行っていくとしている。

なお、豊島区内において緑被率が25%以上の地区は、染井霊園、雑司ヶ谷霊園、学習院大学を含む3箇所であり、区内の重要な緑地空間となっていることが伺える。

### （2）園内の状況

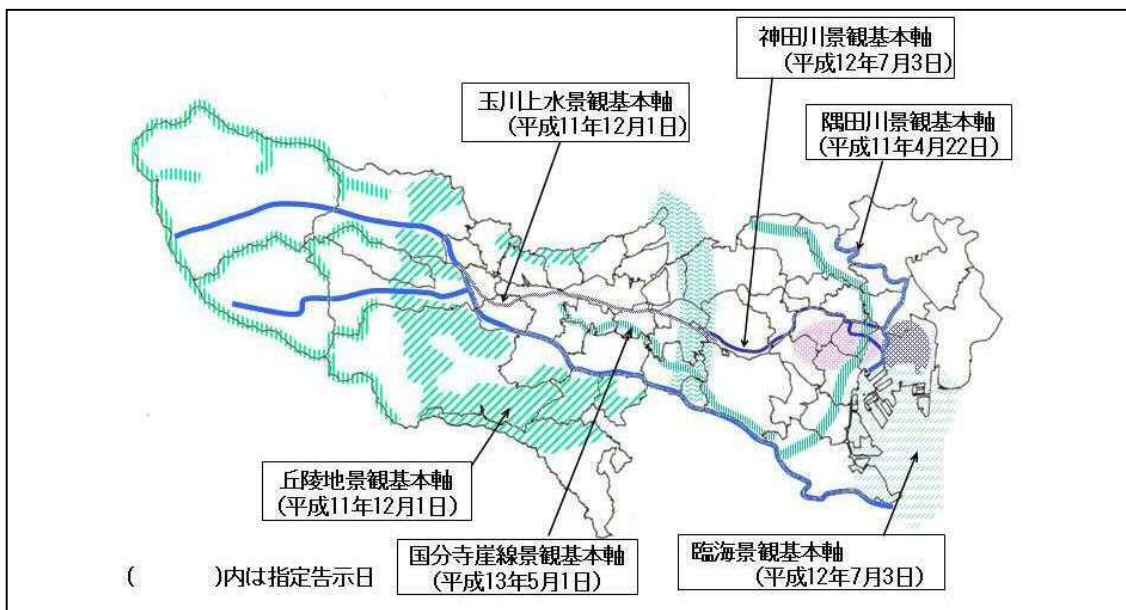
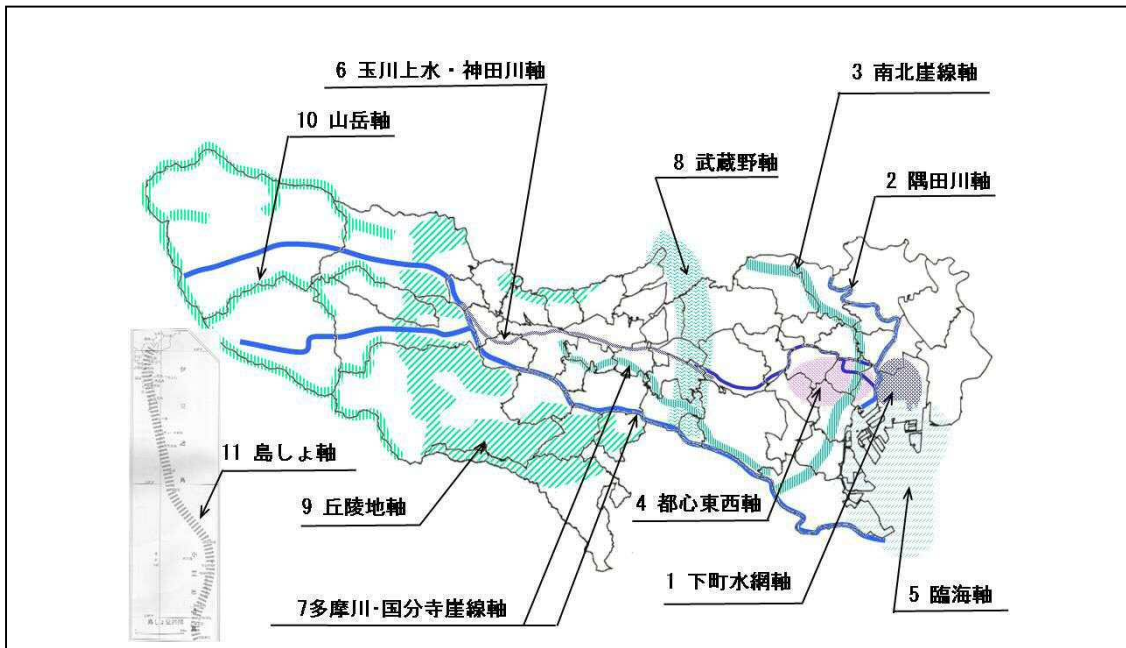
霊園内の樹木数は922本（H23.3月現在）あり、落葉樹の中で最も多いものはソメイヨシノで99本確認されており、2番目に多いイロハモミジ23本を大きく上回っている。

また、大径木も多く、幹周り<sup>(7)</sup>2.0m以上の大径木72本の内、8割以上の59本がソメイヨシノとなっており、その桜並木は花見の名所ともなっている。

## 東京都景観計画との関連

- 染井霊園は、東京都都市景観マスタープラン 1994（平成 6 年）において設定された 11 の景観基本軸のひとつである、南北崖線軸に概ね位置する。
- 南北崖線軸は、城北から都心を通り城南に至る武蔵野台地の東端の崖線に沿って公園緑地や神社や寺院などが帯状につらなる、変化に富んだ地形で緑の多い地域である。
- 南北崖線軸は、現在のところ「景観づくりの方針」及び「景観づくり基準」の策定を伴う指定告示はされていない。

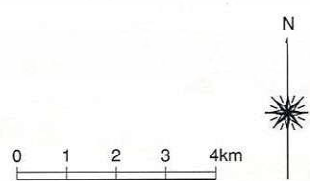
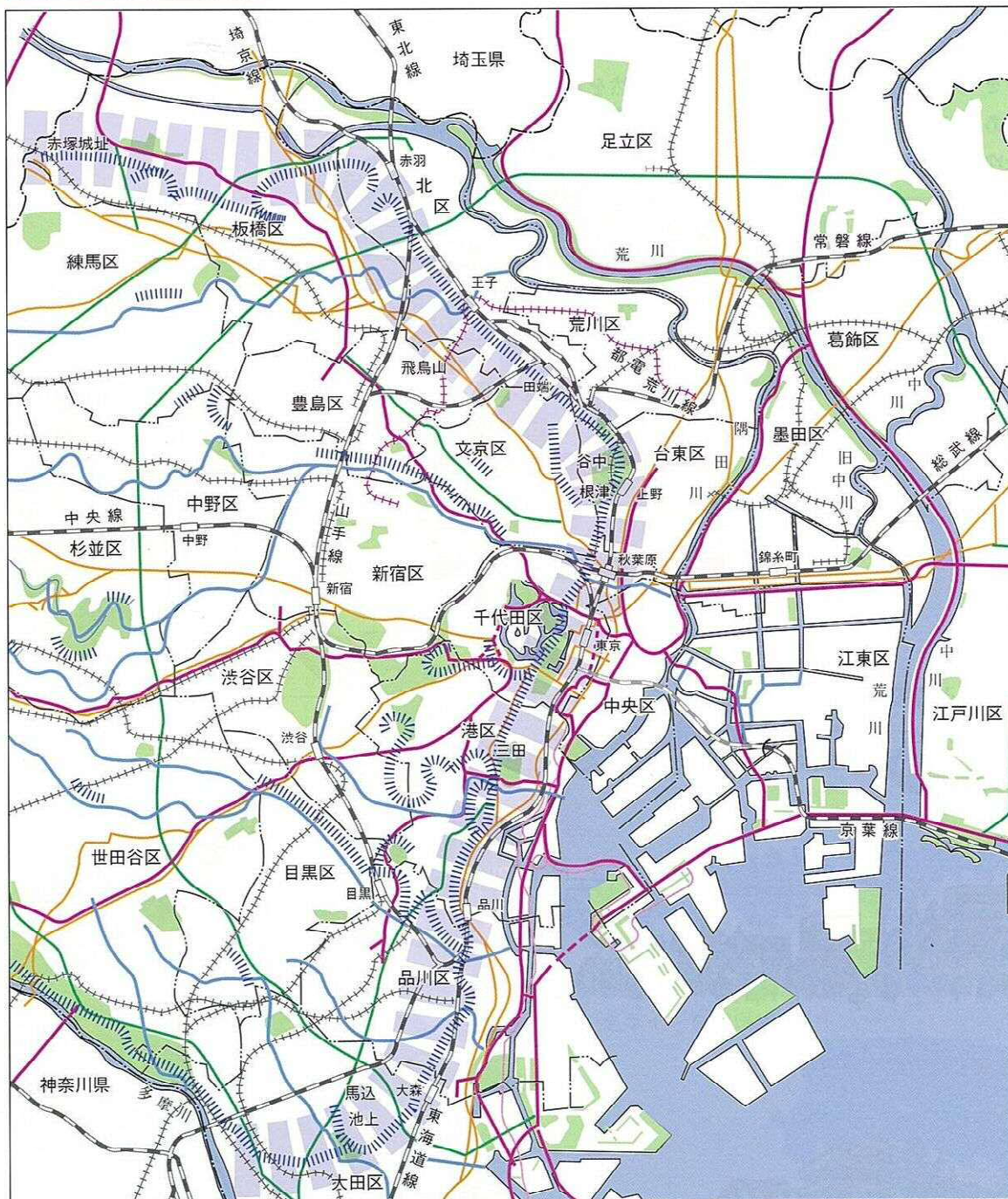
[東京都景観計画 2011 年 4 月改定版 より]



図表 5 東京都景観計画との関連 (1)



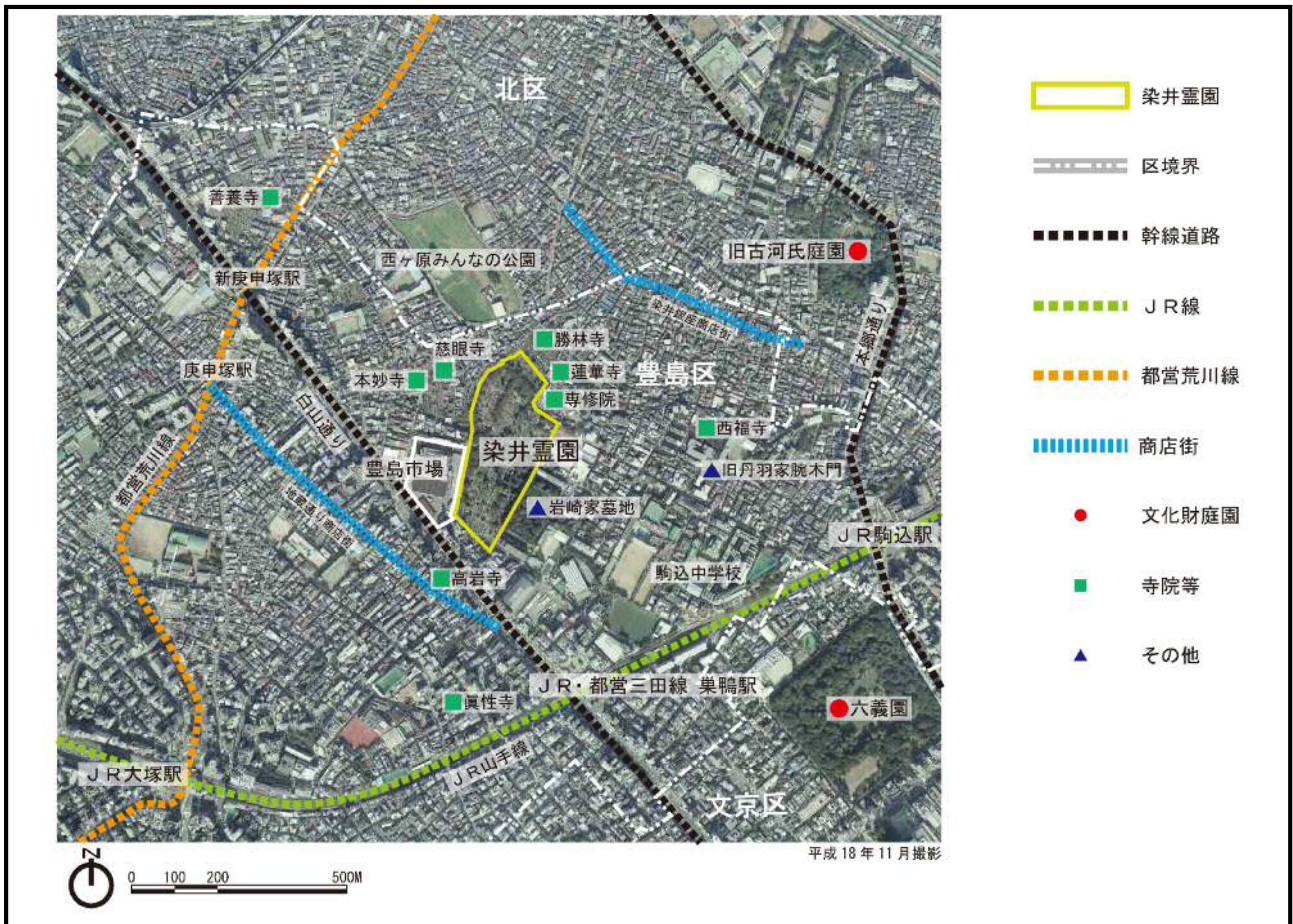
# 南北崖線軸



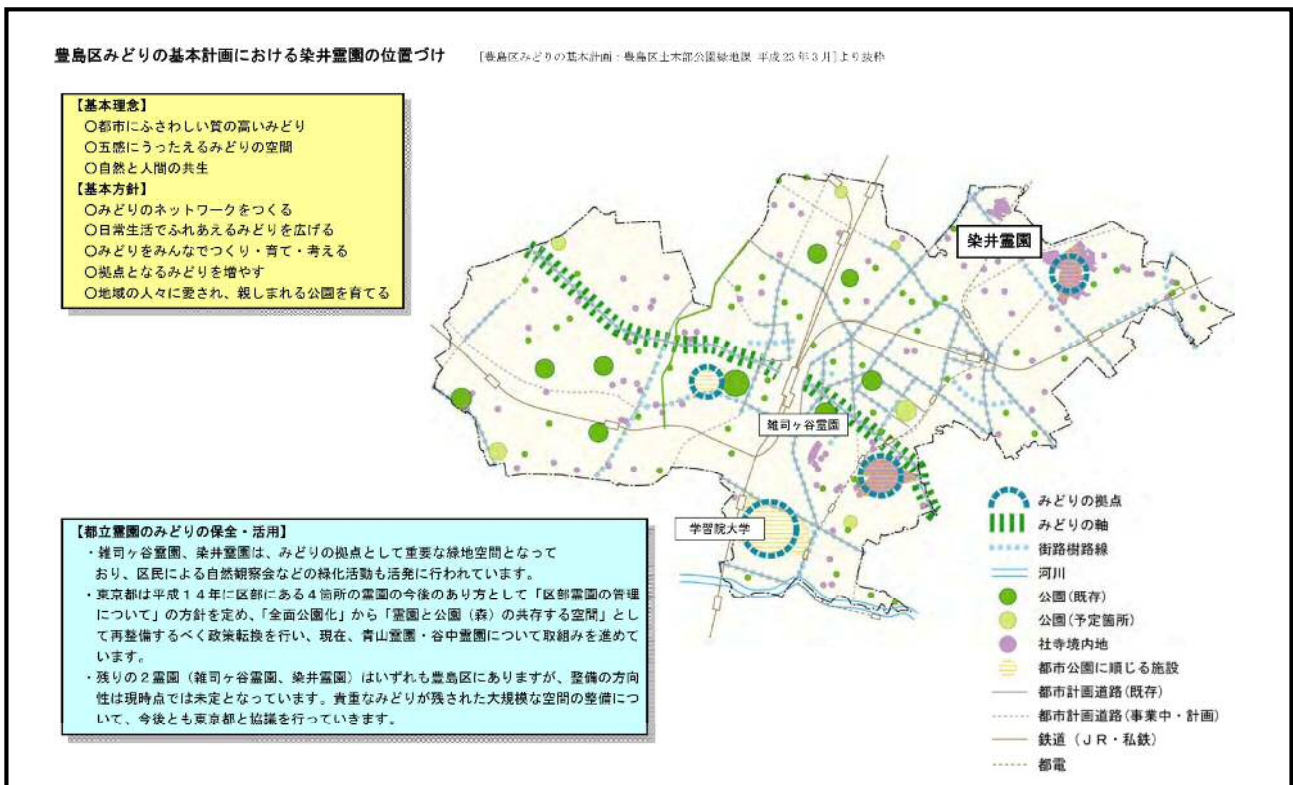
[東京都都市景観マスタープラン 1994 ]

図表 5 東京都景観計画との関連(2)



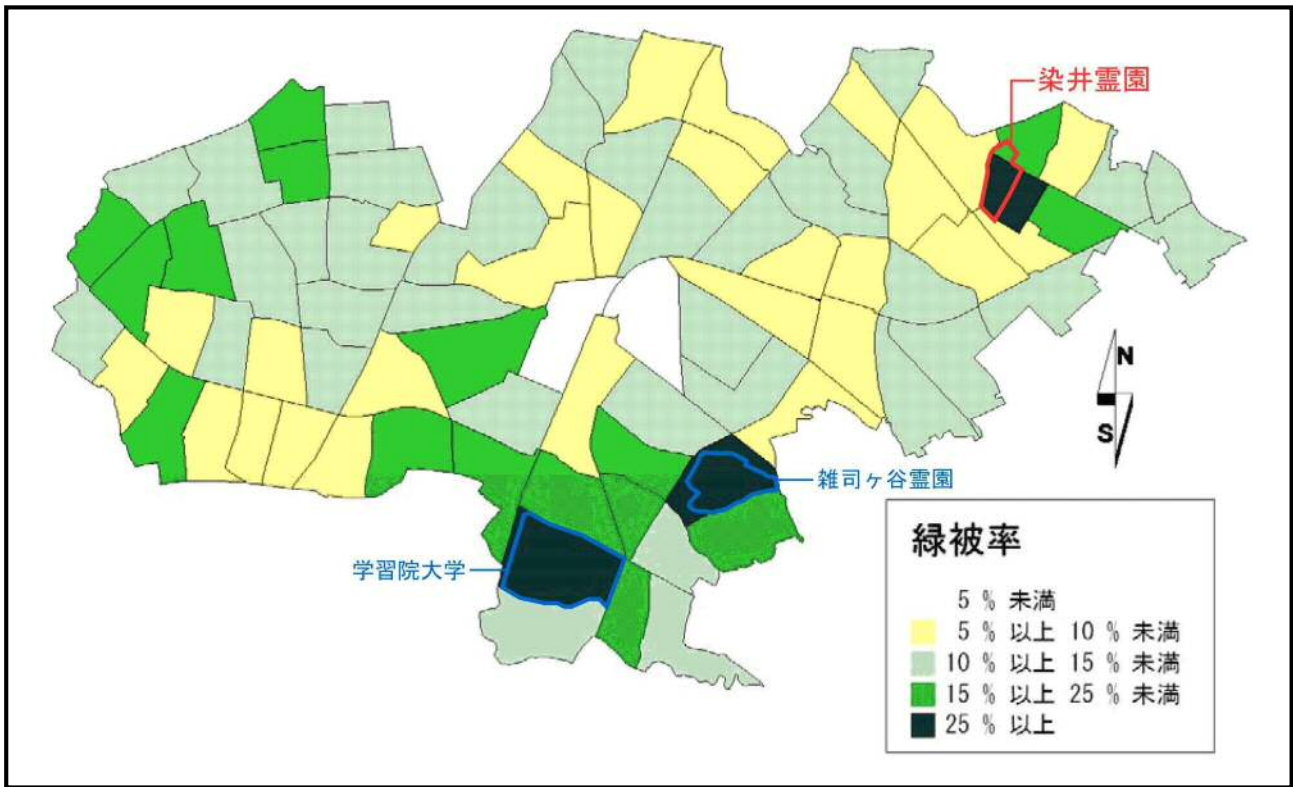


図表6 染井霊園周辺航空写真

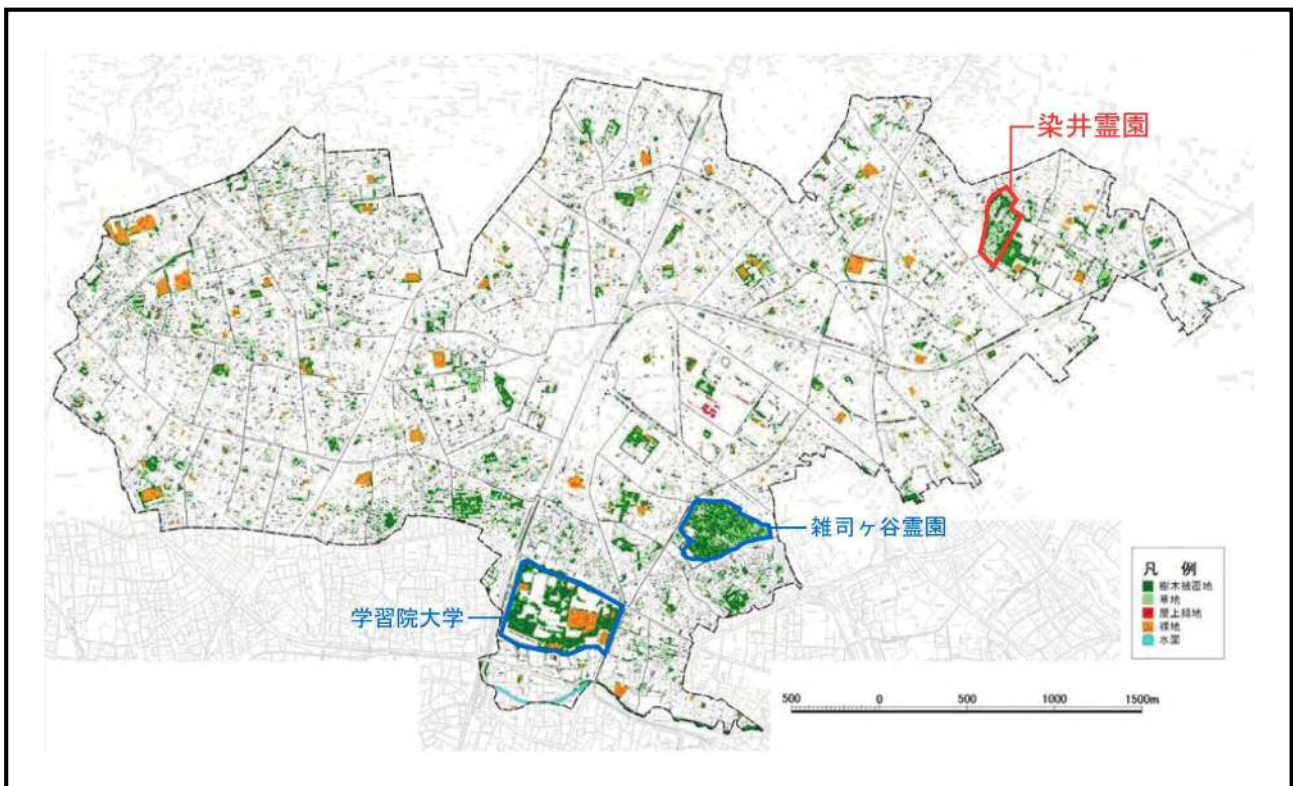


図表7 豊島区みどりの基本計画における染井霊園の位置づけ

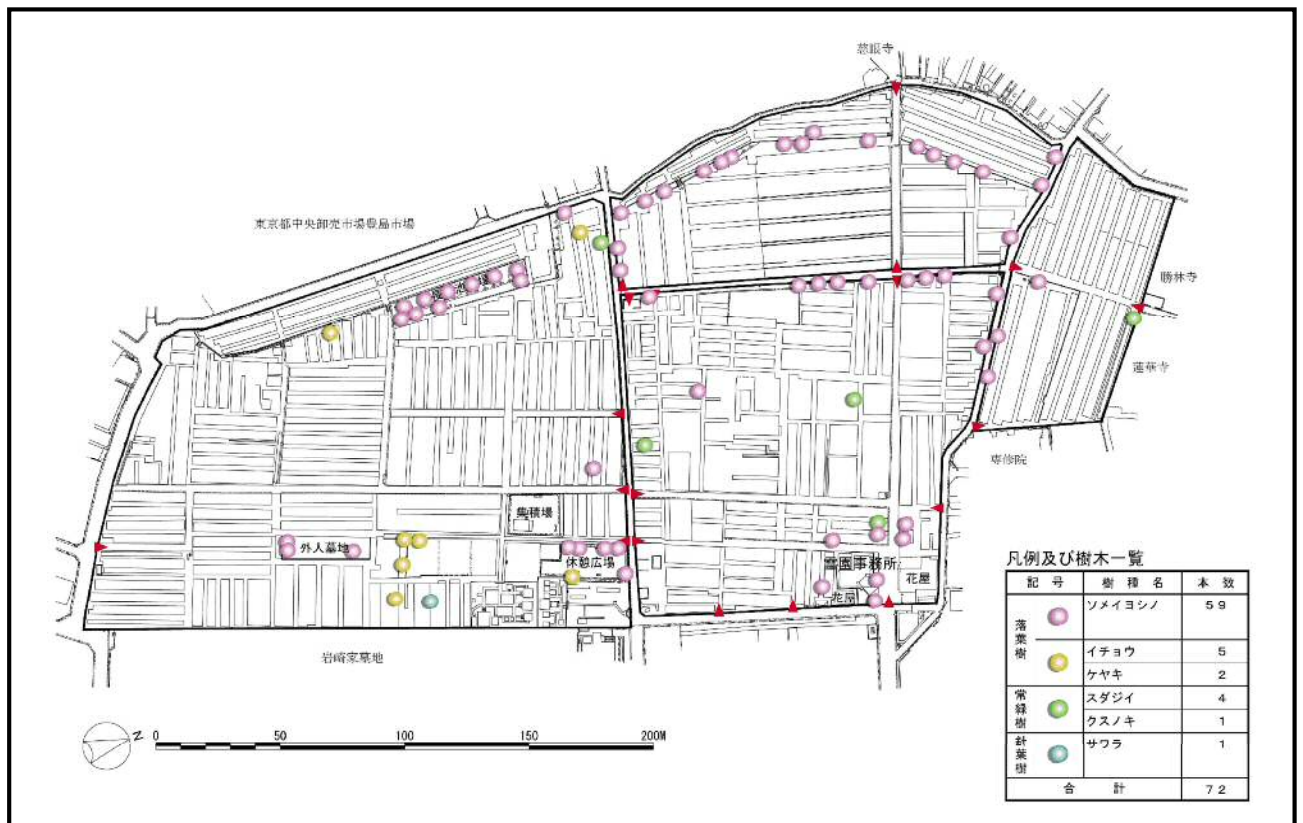




図表 8 町丁目別緑被率



図表 9 緑被分布図



図表 10 染井霊園樹木分布図（幹周リ 2.0m以上）

### 3. 歴史・文化資源から見た染井霊園

#### (1) 周辺の状況

駒込地区<sup>(8)</sup>（かつての染井村）は、江戸時代には大名屋敷（現・六義園等）が多く存在し、屋敷のお庭の管理のために庭師とその畑が多くあったことから、植木職人の里として知られ、日本人に最も愛されている樹木のひとつである「ソメイヨシノ」がこの地で発祥するなど、園芸の一大センターとしておおいに繁栄した歴史を有している。

霊園周辺には、国指定の文化財である旧古河氏庭園や六義園といった名勝をはじめ、明治期にこの地に移転してきた寺社など多くの歴史資源が点在しているほか、現三菱グループの創始者である岩崎家に関連する墓地や施設なども有する地域である。

また、この一帯は、江戸時代より中山道の出発地点である日本橋からの最初の休憩所として発展し、現在では「おばあちゃんの原宿」とも称され賑わいを見せる「巣鴨地藏通り商店街<sup>(9)</sup>」、また桜をテーマとした取組を展開している染井銀座商店街<sup>(10)</sup>などがあり、地域活性化に寄与している。

#### (2) 園内の状況

染井霊園内には、大名家墓所をはじめ、芸術家・文人・学者・政治家など主に江戸時代以降に活躍した著名人の墓所が数多く存在する。



## 江戸時代の駒込村

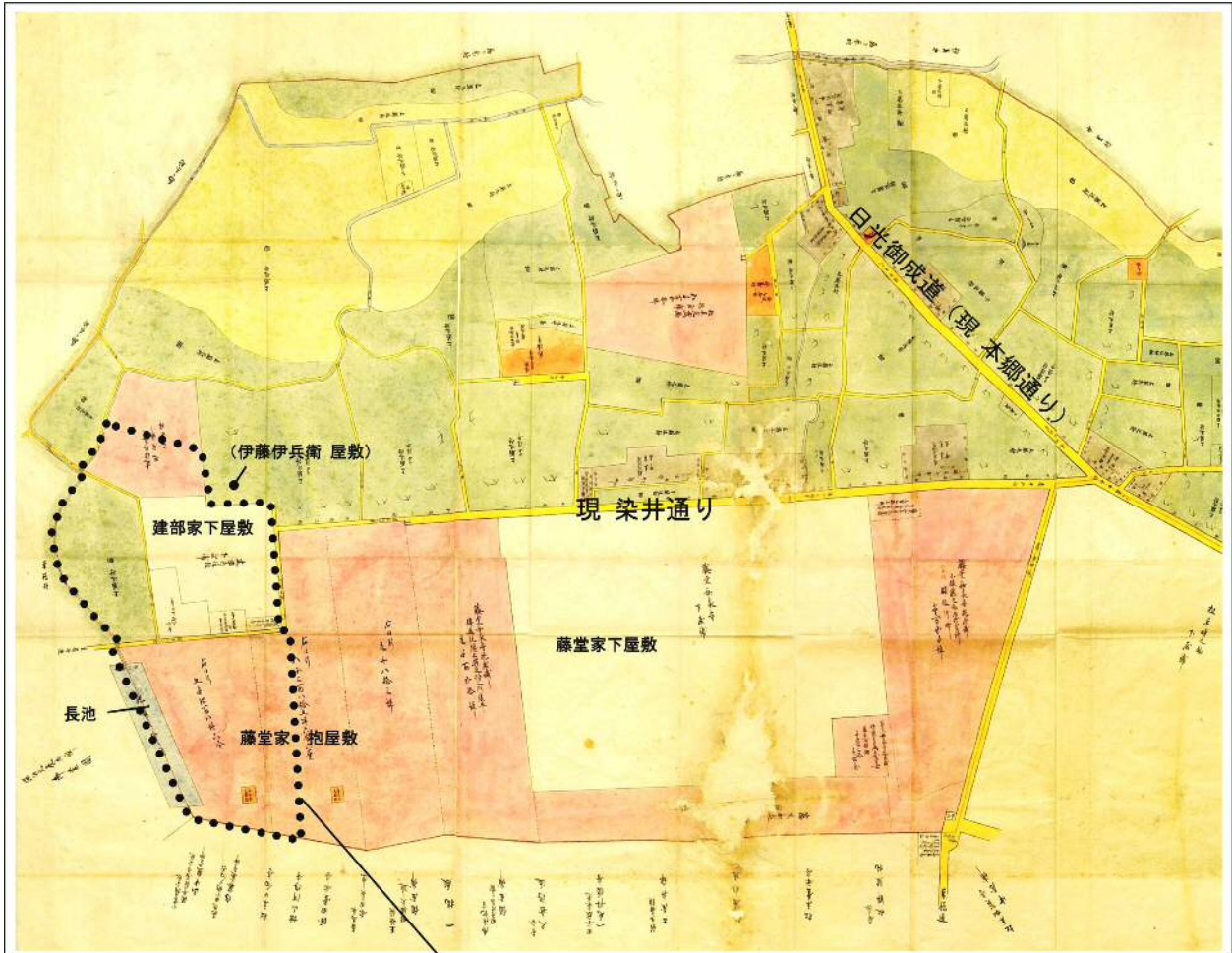
### ■ロバート・フォーチュンも驚嘆

万延元年（1860）に来日したイギリスの植物学者ロバート・フォーチュンは、上駒込村染井の植木屋の様子について、その著書『江戸と北京』のなかで、「その村全体が多くの苗樹園で網羅され、それらを連絡する一直線の道が1マイル以上も続いている。私は世界のどこへ行っても、こんなに大規模に、売物の植物を栽培しているのを見たことがない。植木屋はそれぞれ3、4エーカーの地域を占め、鉢植えや露地植えのいずれも、数千の植物がよく管理されている。どの植木屋も大同小異なので、その一つを記述すれば、全体のたぐみな趣向がわかるだろう」と記述しています。この記述に従えば、先にみた伊兵衛の庭と同様の趣向を凝らした庭園が、染井の植木屋のあちこちで展開していたこととなります。（豊島区立郷土資料館学芸員 秋山伸一）

### ■江戸第一の植木屋 伊藤伊兵衛家

武蔵国豊島郡上駒込村染井（現東京都豊島区駒込）の伊藤伊兵衛家は、江戸園芸の拠点であった駒込・巣鴨地域における草分け的存在の植木屋です。19世紀初めに板行された『絵本江戸桜』のなかでは「江都（戸）第一の植木屋」と紹介されるほど広く知られる存在でした。享保4年（1719）に成立した『東都紀行』の記述によれば、伊兵衛家はもともと伊勢国（現三重県）津藩主藤堂家の江戸（染井）下屋敷に出入りする「露除」だったといえます。「露除」とは植物を冷たい露から守る人という意味で、同家の庭掃除などをしながら不用になった植木・草花類を自分の庭に運び、栽培していくうちに多くの植物を扱うようになり、やがて植木屋になったと考えられています。

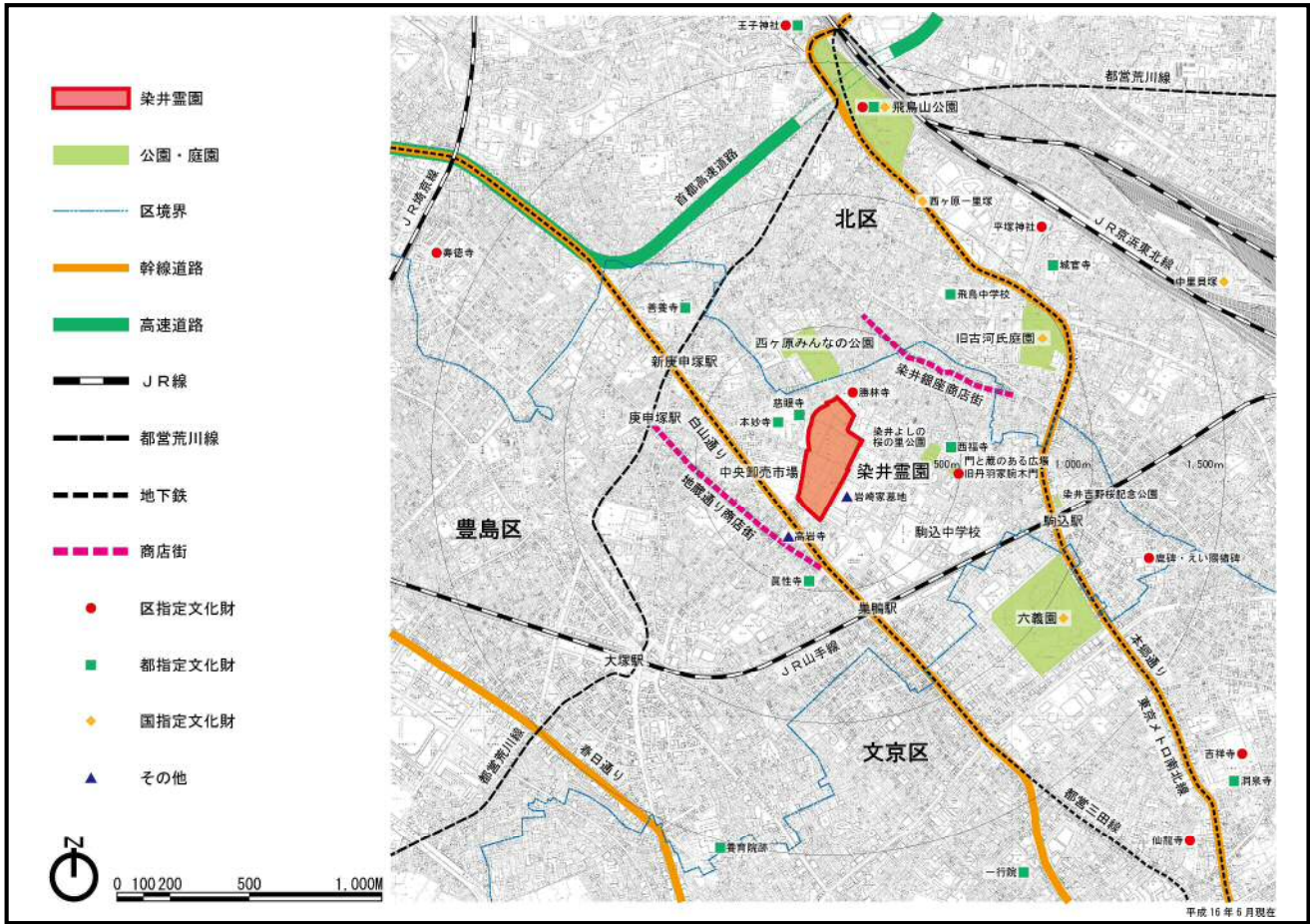
「徳川三代将軍から大名・庶民まで、  
花開く江戸の園芸文化 —その保全と継承—  
（公益財団法人 東京都公園協会みどりの①プラザ企画展  
コンテンツブックシリーズ（H23-2）より引用）



現 染井霊園（概ねの位置）

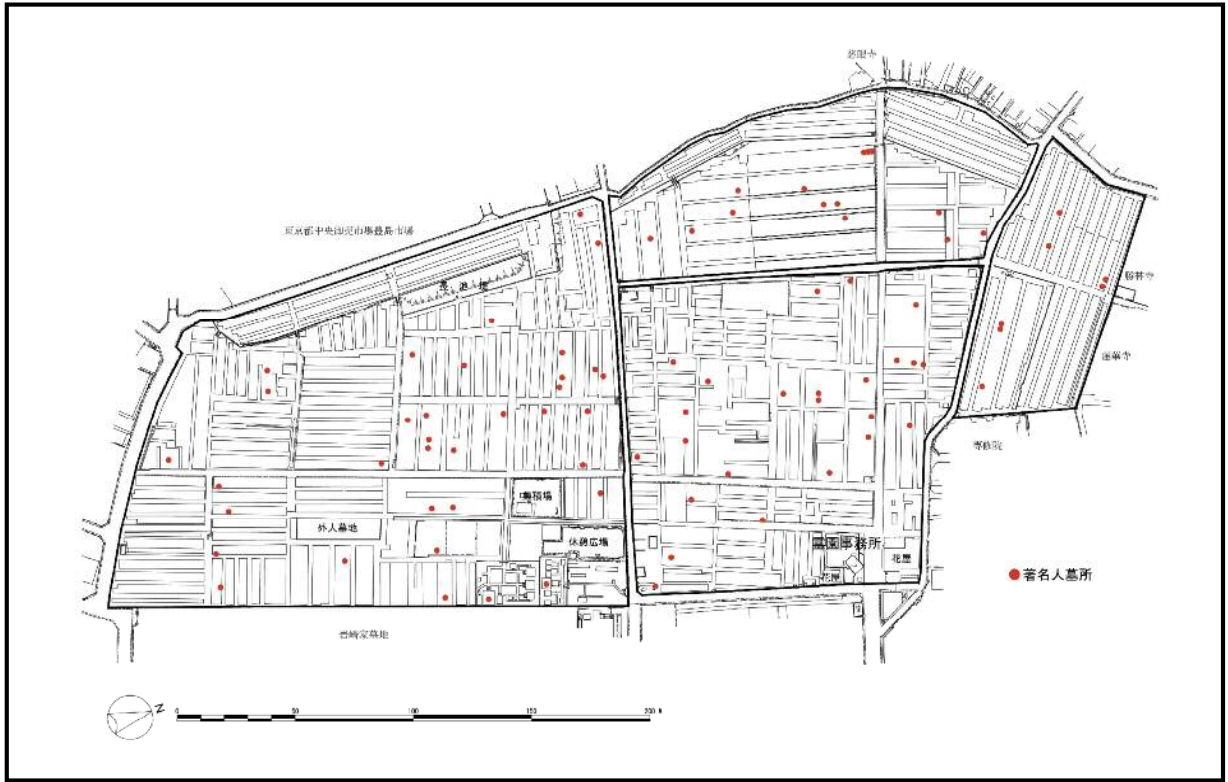
「駒込村絵図」<上駒込村部分> 安政3年(1856) (豊島区立郷土資料館)

図表 11 江戸時代の駒込村



図表 1 2 染井霊園周辺資源の位置図





图表 13 著名人墓所位置图

#### 4. 染井（駒込地区）のまちづくりの状況

豊島区都市計画マスタープラン（平成12年3月）では、染井霊園を含む駒込地区のまちづくりの目標を「江戸時代から園芸の地であり、染井霊園のソメイヨシノ、駒込駅の色鮮やかなツツジなど、今もこの名残が随所にみられる地区です。歴史ある文教のまちにふさわしいアメニティ豊かなまちをめざします。」としているほか、「染井地区」を「アメニティ形成特別推進地区」に指定し、染井霊園の公園化を促進するとともに、坂道の景観の保全などアメニティ<sup>(11)</sup>の形成をきめ細かに進めていくとしている。

駒込地区では、平成12年12月に駒込地域のまちづくりを考える住民の集まりとして「駒込地域まちづくり協議会<sup>(12)</sup>」が発足し、地域住民によってまとめられた「まちづくり提言」に基づき住民主体のまちづくりが行われている。

また、東京都地域防災計画<sup>(13)</sup>において、染井霊園は駒込中学校などと併せ広域避難場所<sup>(14)</sup>（染井墓地・駒込中学校一帯）に指定されている。

##### 駒込地域まちづくり提言（抜粋）

##### 将来像・テーマ

めざそう 安全で美しい染井吉野の里 駒込  
～人が育て 人が育む 調和のとれたまち～

##### まちづくりの5つの目標

- 目標1：災害に強く安心して住めるまち
- 目標2：染井吉野桜のふるさと 花のあるまち
- 目標3：広い公園と憩いの場の確保
- 目標4：歴史的スポットと緑の空間を結ぶ散策路のあるまち
- 目標5：暮らしを支え人をつなぐ商店街を大切に、協力しあうまち

H15.7月駒込・巢鴨・西巢鴨まちづくり瓦版（編集：駒込地区まちづくり協議会）より

1 避難場所の配置



2 避難場所番号83 染井基地・駒込中学校一帯



凡例

- 避難場所
- 地区内残留地区
- 避難地区割当
- 避難道路
- 主な鉄道
- 区界
- 町丁界

・避難場所名称	：染井基地・駒込中学校一帯	・地区割当	：[豊島区]駒込1～7丁目、上池袋4丁目、西泉橋1～4丁目、巣鴨1～5丁目、南大塚1丁目の一部、北大塚1～2丁目(20町丁)
・区域面積	：226,800 m <sup>2</sup>		[北 区]西ヶ原4丁目(1町丁)
・有効面積	：115,000 m <sup>2</sup>		
・避難計画人口	：70,300人 (豊島区62,400人、北区7,900人)		
・1人当たり避難有効面積	：1.64 m <sup>2</sup>		
・最遠避難距離	：1.5km		

避難場所及び避難道路図(東京都都市整備局 平成19年度改定)

図表 1 4 避難場所の指定状況

## 第3 染井霊園の再生方針

### 1. 染井霊園再生のテーマ

**染井霊園** —さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間—

染井霊園の再生にあたっては、その豊かな自然資源や人文資源と魅力ある地域性との相互作用によって、霊園としての風格ある空間を維持するとともに、良好な地域コミュニティの醸成に資する、人々が集う空間となるよう再生していく。

### 2. 3つの再生方針

染井霊園再生のテーマを具現化するため、次の3つの再生方針を示す。

#### 再生方針1 歴史に学び、未来に繋ぐ、文化を育む場として再生

- ・染井霊園は桜並木の花の美しさで知られてきた。染井の地に発祥した「ソメイヨシノ」を霊園のシンボルとして、また地域の貴重な資源として保全し、未来に引き継いでいく。
- ・染井霊園に眠る著名人墓所などの歴史的な人文資源は、歴史に学び、未来へと受け継ぐことができるよう、保全・活用する。
- ・周辺寺院の著名人墓所、旧古河氏庭園や六義園といった指定文化財などの周辺資源とあわせ、都民の利用に資するよう、情報を提供していく。

#### 再生方針2 豊かな地域性を感じられる空間として再生

- ・染井霊園は、大規模な緑地が少ない地域にあって貴重なオープンスペースであり、都民の憩いの場として、霊園本来の機能を損なわない静的なレクリエーションに資するよう、再生する。
- ・染井霊園を含む周辺一帯は、広域避難場所に指定されていることから、霊園としての役割の中で、避難場所としての機能の充実を図っていく。
- ・中山道沿いに発達した巣鴨地藏通り商店街など賑わいある町並みにも近いことから、周辺のまちづくりと連携し、地域特性を活かしたアメニティ豊かな集いの空間として再生し、コミュニティの醸成に資する。

#### 再生方針3 故人を偲ぶ静謐で品格ある空間として再生

- ・霊園は故人が埋葬されている場所であり、故人を偲ぶにふさわしい静かで品格のある空間として再生する。再生にあたっては、墓参者の利便や墓地空間の高度利用に配慮する。
- ・著名人墓所をめぐる散策等の取組につながるよう、再生する。

## 第4 染井霊園再生に向けた取組

### 1 再生方針の実現に向けた取組

染井霊園の再生テーマである「染井霊園 ーさくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間ー」を実現するためには、霊園として必要な機能を確保しつつ、再生に必要となる様々な機能の付加・向上を図る必要がある。

このため、染井霊園のもつ資源や地域特性を踏まえ、3つの再生方針に沿って多様な取組を進める必要がある。

それぞれの再生方針を具体化する取組について、下表に示した。

#### <再生方針の実現に資する取組>

再生方針 \ 取組	ア. 自然資源・歴史的・人文資源の保全と活用	イ. 広く都民の利用に供する機能の付加	ウ. 防災機能の向上	エ. 霊園としての機能の充実
1 歴史に学び、未来に繋ぐ、文化を育む場として再生	◎	○		
2 豊かな地域性を感じられる空間として再生	○	◎	○	○
3 故人を偲ぶ静謐で品格ある空間として再生	○			◎

◎：再生方針の実現に特に効果的な取組

○：再生方針の実現に効果的な取組



## <具体的な取組の内容>

### ア. 自然資源・歴史的人文資源の保全と活用

- ・自然資源と歴史的人文資源が相乗してつくりだす、緑の多い風格ある空間をめざす。
- ・長池堤<sup>(15)</sup>や園路沿いの桜並木は、霊園を特徴づける自然資源の一つとして保全・更新し、後世に伝える空間としていく。
- ・巨木や特徴のある樹木等は、貴重な自然資源として保存・活用していく。
- ・著名人墓所や石碑などは、東京の歩みを伝える歴史的な人文資源として保全するとともに、先人を偲び業績を学びながら散策のできる‘みち’を設定するなどにより、活用していく。
- ・寺社や文化財など周辺の貴重な歴史的な人文資源と連携し、案内板や地域案内資料等において一体的な利用を行うことで、これら資源の相乗的な活用を図っていく。

### イ. 広く都民の利用に供する機能の付加

- ・霊園と共存しながら、休憩や散策、さまざまな地域活動を行うことのできる広場や園路などを整備し、一般都民の利用に供する空間としていく。
- ・染井霊園を訪れる都民が、霊園内とその周辺の歴史資源等などをめぐることができるよう、案内板・解説板を整備し、パンフレットやホームページを作成するなど、情報提供を推進していく。

### ウ. 防災機能の向上

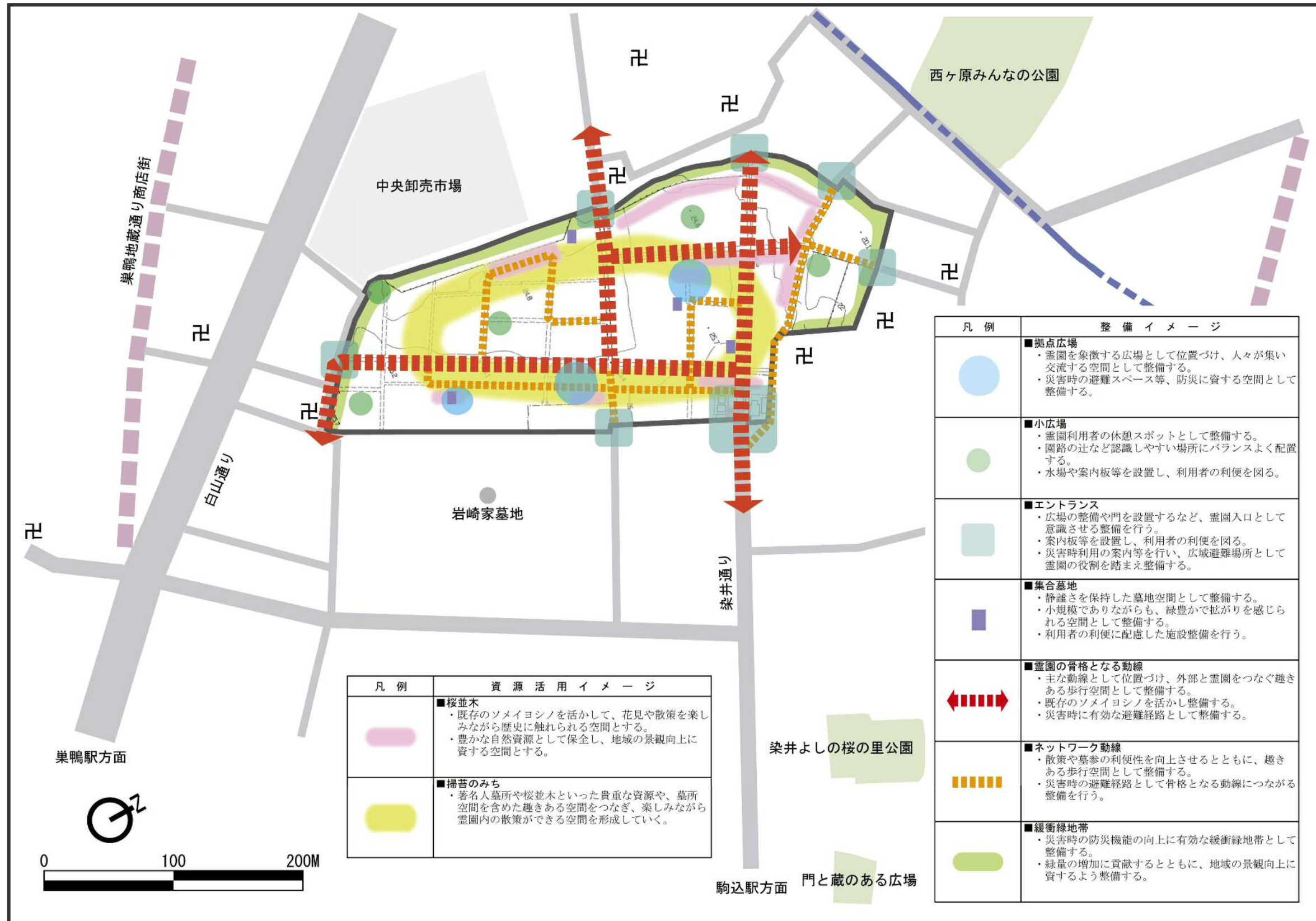
- ・染井霊園を含む一帯は東京都地域防災計画に位置づけられた広域避難場所となっている。このため、霊園を再生する中で、空き墓所の状況等を勘案しながら、より安全で歩きやすい園路への改修や、延焼防止効果のある広場や緑地帯の整備などにより、防災や災害時の避難等にも資する空間としていく。

### エ. 霊園としての機能の充実

- ・墓所は霊園の本来的要素であり、霊園の再生にあたり適切に改修・整備することで静謐で品格ある空間づくりを進めていく。
- ・墓参者の利便性の向上のため、水場やサイン等を適切に配置し、園路を改修するなど、霊園施設の充実を図っていく。施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン<sup>(16)</sup>を考慮する。
- ・墓所に対する多様な需要に応え、小規模な染井霊園にふさわしい集合墓地<sup>(17)</sup>を開発・供給するとともに、緑豊かな空間をつくる。また、これにより墓地空間を高度に利用することで、霊園の再生に必要な空地の確保に寄与する。
- ・パンフレットやサインなどにより、利用マナーの向上や、墓所の適正な管理を推進していく。

## 2 染井霊園再生の概念図

3つの再生方針とその実現のための取組に基づく、染井霊園再生を概念図に示した。



図表 15 再生概念図

## 第5 再生のために用いる制度・手法

染井霊園の再生に用いる制度・手法については、先行事業として実施されている青山霊園及び谷中霊園の再生に係る制度・手法を基本とし、以下のとおりとするべきである。

### 1 空地の集約・拡充

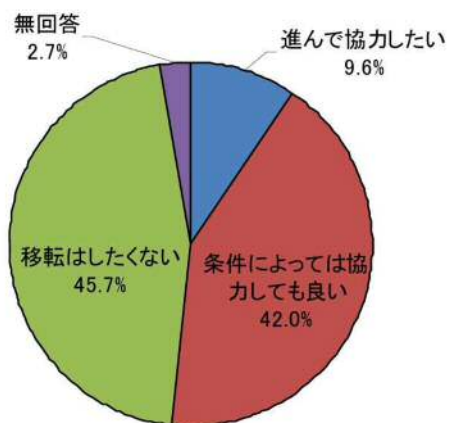
#### (1) 墓所移転

墓所移転とは、霊園管理上の必要性から、墓所使用者に対して都が補償を行うことにより墓所を移転する手法である。

広場などの整備にあたっては、霊園内に散在している空き墓所を移転によって集約すれば、まとまった用地の確保が可能となる。

都が行った染井霊園使用者アンケート<sup>(18)</sup>（平成23年3月 染井霊園再生基礎調査）によると、墓所移転については5割以上の使用者が協力する意向を示しており、空地の集約手法としては、墓所移転が有効と考えられる。

設問：霊園の再生にあたっては、墓地内に散在する空き墓所を集約し、広場等として有効活用することが考えられます。移転の際は現在と同様の面積及び形状の墓所が用意され、費用は東京都が補償することを前提として、墓所を移転することについてどのように思いますか。



図表 1 6 墓所移転に関する意向

## (2) 集合墓地の設置

本審議会は、先の答申「区部霊園の管理について」において、墓所の管理が行き届かない、承継<sup>(19)</sup>者がいないといった理由から、現在使用している墓所を返還し、管理や承継が不要な墓所へ移りたいと希望する使用者に応える一方で、空地の拡大に寄与する手法として、合葬式墓地<sup>(20)</sup>等の集合墓地の建設を提案した。

これを受け、都は、青山霊園再生事業において、より小区画で実施可能な立体式墓地<sup>(21)</sup>の建設を行い、続く谷中霊園再生事業においても、同じく立体式墓地による手法を取り入れた。

染井霊園の再生にあたっては、限られた敷地を有効に利用するためには、集合墓地が効果的な手法であるが、青山霊園・谷中霊園に比べて小規模な染井霊園では、新規施設の導入により景観が変化しやすいので、これまで通りの形態の立体式墓地では、霊園としての景観を損ねる可能性がある。

そのため、染井霊園らしい景観形成に資する集合墓地を考案し、霊園として品格ある静謐な空間の確保を図るべきである。考案にあたっては、青山霊園や谷中霊園の経験を踏まえた上で、地下化等の可能性を含めたデザインや構造とする。また、設置場所や費用、移転の需要などについて総合的に検討し、染井霊園再生のテーマにふさわしい集合墓地の具現化を図ることが望ましい。

集合墓地の管理にあたっては、埋葬者の記録の保存と閲覧が必要となる。従来、都立霊園の合葬式墓地等では、共用の墓誌（石板等）に埋葬者名を刻字する方式をとっているが、これに代わる方式を導入することも検討する必要がある。

### (3) 無縁墳墓整理

無縁墳墓の整理は、管理料が長期間滞納されている墓所を対象に調査し、使用者が不在または不明であり、かつ承継者が居ない場合、使用許可を取消し、霊園管理者が使用者に代わって墓所の遺骨を改葬し、墓石等を撤去する事業である。これは、不適正な使用状態を是正し、行政財産<sup>(22)</sup>の適切な使用を確保することが目的であるが、霊園再生においては、この制度を積極的に活用し、空地の拡大を進めていくべきである。

都は、平成12年度より、管理料を5年間以上滞納している墓所を対象として、計画的に無縁墳墓の整理を実施してきた。

染井霊園にあっては、この間284件を対象とし、257件の許可取消を行った。現在は約70件を調査中で、今後も約30件の調査に着手する予定である。この整理により生じた空地を活用し、一般墓所を貸付けるとともに、集合墓地や広場などの用地確保を図る必要がある。



#### (4) 墓所返還における特例

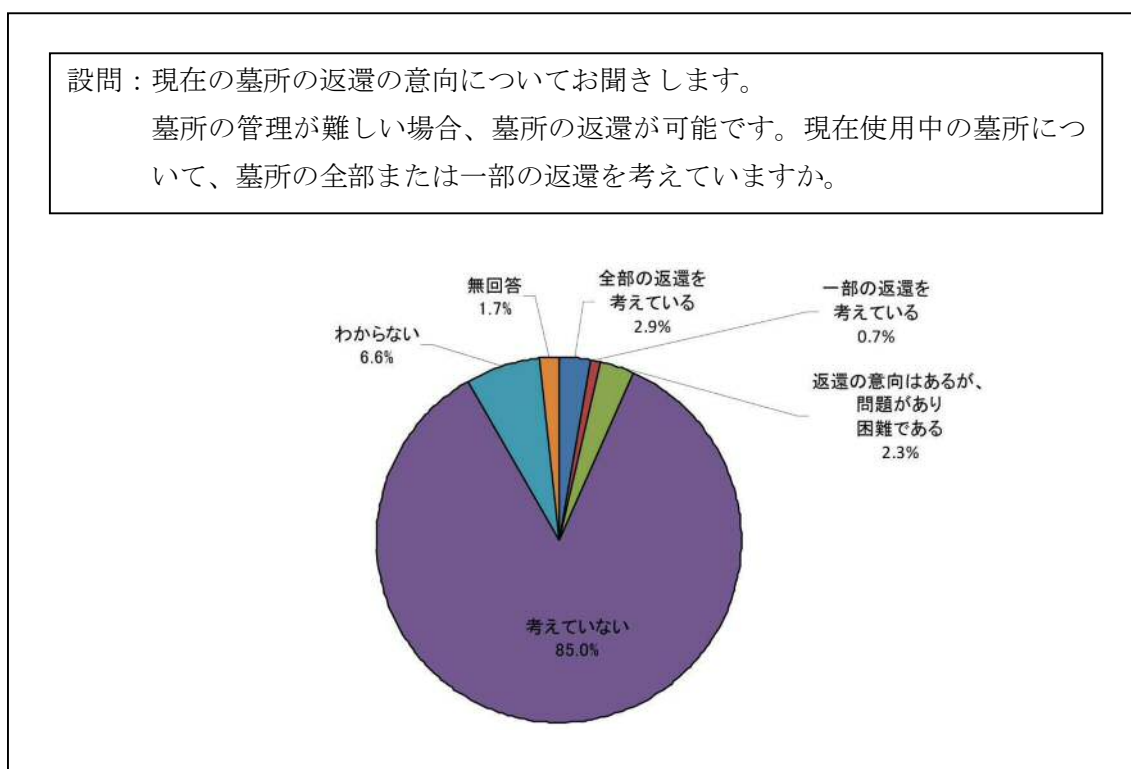
都立霊園において、現在使用している墓所を管理者である都に返還する場合は、使用者が遺骨の改葬、墓石の撤去等を行い、貸付時点の状態に復旧する必要がある。こうした墓所が返還されれば、墓地の適正利用の促進につながるだけでなく、再生事業に必要な空地を生み出すことが可能となる。

青山霊園、谷中霊園の再生事業においては、事業期間中の特例として、墓所返還時の原状回復義務の免除と、希望する使用者に対しては立体式墓地への移転受け入れを実施することで、墓所の返還を促進し、広場などの整備用地や墓所の移転先などとするほか、再貸付用地として有効活用している。

現在、青山霊園では墓所使用者の約3%、谷中霊園では約5%が本特例制度への申込を行っている。

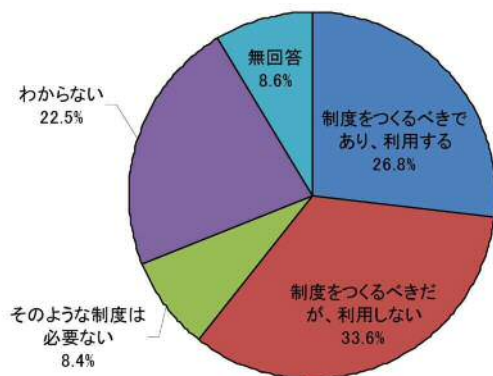
染井霊園の使用者に対するアンケート(平成23年3月染井霊園再生基礎調査)によると、約6%の使用者が何らかの形で墓所の返還を考えている。しかし、原状回復にかかる費用が高額であること、埋葬されている遺骨を納める場所がないこと、自分の入るお墓が無くなることなどを理由に返還を実行できないでいる状況が確認された。

また、同アンケートにおいて、原状回復義務免除制度や合葬式墓地へご遺骨を改葬する制度について、約25%が「制度をつくるべきであり、利用したい」との回答があり、この特例制度は、染井霊園においても墓所返還促進への有効な手段として期待できる手法である。



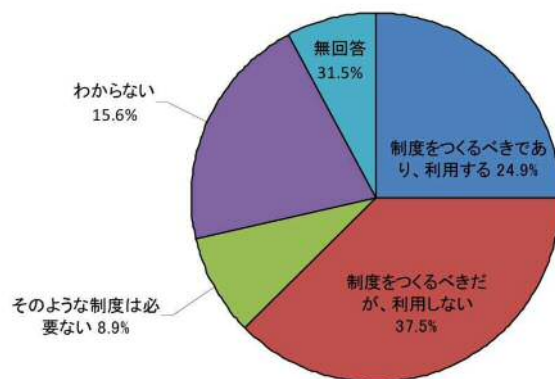
図表 17 墓所返還に関する意向

設問：墓所返還時の原状回復義務を染井霊園の再生期間に限って特例的に免除する制度について、どのように思われますか。



図表 18 原状回復義務免除制度について

設問：墓所返還に際し、現在使用中の墓所に埋葬されているご遺骨や、現在の使用者の納骨場所として、将来の管理の心配のない合葬式墓地等を利用できる制度について、どのように思われますか。



図表 19 合葬式墓地へご遺骨を改葬する制度について

## 2 霊園資源の活用

### (1) 自然（緑）資源の保全と活用

染井霊園の自然資源は、園内を潤いある豊かな緑地空間としているのみならず、地域の、また東京の貴重な緑資源と位置づけられる。これを霊園の貴重な財産と捉えて良好に保全し、将来にわたり維持していくことが重要である。

都立霊園には、開設以来の年月を経て大きく成長した大径木や特徴ある樹木なども多い。谷中霊園では、個人墓所内にあるものを含め、霊園の資源として保存すべき樹木の保全・管理の方法について検討している。

一方で、墓所や霊園施設を維持するうえで支障となる樹木については従来から必要な伐採や剪定を行っており、個人墓所内の支障樹木についても、その使用者へ通知し是正を促すなどの取組を行っている。

染井霊園の樹木の管理についても、これらの取組をバランスよく取り入れていくべきである。

園内のソメイヨシノは、自然資源としての価値に加え、その歴史や地域との関わりにより象徴的な存在となっており、これらを再生テーマにふさわしい資源として維持するとともに、有効に活用して地域とのつながりを醸成していくことが求められる。

ソメイヨシノは他の高木に比べ寿命が短く、維持していくためには将来を見据えた計画的な取組が必要である。染井霊園においても間もなく寿命を迎えると予想されるものが点在しているため、霊園のシンボルであるソメイヨシノが全体として失われることがないように、新たな植栽や更新を含め、円滑な世代交代に取組んでいく必要がある。

また、取組にあたってはNPO<sup>(23)</sup>やボランティア団体、地元のまちづくり協議会等と協働するなど、地域に根ざした手法について検討するほか、保全に伴う資金についてはファンド<sup>(24)</sup>や企業のCSR<sup>(25)</sup>活動との連携など、新たな手法の導入の可能性についても検討していく必要がある。

こうした既存樹木の保全・管理や更新とあわせ、効果的に緑を増やしていくことで、風格ある空間を目指すことが求められる。防災の観点からも、避難場所としての防災機能の向上のため、景観や利用者の利便性に配慮しつつ、バッファゾーン<sup>(26)</sup>の緑化の推進を図ることが望ましい。

なお、利用者の安全や災害時の避難の観点から、倒木の可能性の高い老木等については、適切な判断に基づき、伐採も視野に入れて管理を行うことが必要となる。

## (2) 歴史的人文資源の保全と活用

染井霊園の再生にあたっては、現在の利用形態や求められる機能との調和を図りつつ、歴史的な検証を踏まえて、新たな利用に対応していく必要がある。

著名人墓所については、青山霊園、谷中霊園において、複数の人名事典に掲載されている人物を対象として選定を行い、選定された墓所の使用者には、当該墓所を歴史資源として活用することの協力を依頼し、同意が得られた墓所については、パンフレットや解説板等での紹介を行うこととしている。

染井霊園の再生にあたっては、江戸・東京の発展のために尽力された多くの方々が眠ることを再認識し、こうした取組を取り入れていくべきである。

また、先人の墓所を訪ね歩くことを「掃苔（そうたい）<sup>(27)</sup>」といい、こうしたいわば文化的なレクリエーションは江戸時代から行われていた。これを『故人を訪ね歴史に触れる「掃苔文化」』として現代的に再生することで先人を偲ぶとともに歴史に学ぶ場としての機能を果たすよう、取組んでいくことを提案する。例えば、時代や分野ごとに情報を整備し、桜並木などの資源とあわせて散策を楽しめる‘掃苔のみち’を設定することなどが考えられる。

その際には、十分な情報提供を行うとともに、使用者のプライバシーに充分配慮し、来訪者のマナー向上も呼びかけるなどしていく必要がある。

### (3) 霊園空間の有効活用

#### ア. 個人墓所の適正管理の促進

霊園内の一つひとつの墓所は霊園全体の空間を形成する要素、資源でもあり、管理の行き届いた美しい墓所は、よりいっそう霊園の空間の質を高めることになる。

霊園の再生により、霊園全体の空間の質の向上を図るためには、霊園面積のおよそ半分を占めている個人墓所についても、より適正な管理を行っていただくよう方策を検討すべきである。

現在、使用状況が著しく不適正な墓所については、使用者にその状況を通知し、是正を促すなどの対策を実施している。染井霊園では、平成22年度から平成23年度にかけて500件の是正を促し、約7割が処理済みとなった（平成23年11月現在）。しかし、未だ雑草が繁茂したり、木の根の伸長により墓石の一部が崩れるなど、隣接墓所まで影響を及ぼしている場合が一部に見受けられ、景観を損ねることとなっている。

このため、染井霊園においても定期的に実施する再生事業のお知らせや、管理料支払いの通知なども含め、あらゆる機会を捉えて、使用者に引続き適正管理を促す努力が必要であろう。

#### イ. 返還墓所等の適正管理

返還や無縁墓所整理により、当面の間施設整備や貸付を行う予定のない空き墓所が生じた場合、これが放置されれば、管理が不十分である印象を与え、景観上も好ましくない。そのため、こうした小規模な空間をどのように維持管理しておくのが適当であるかを、検討しておく必要がある。

#### ウ. 墓所空間の適正配置

再生事業に伴い新たに整備する施設と、再貸付墓所の配置については、霊園使用者及び一般利用者の利便等に配慮し、適切に配置する必要がある。

また、一つずつの墓所を貸し付けるだけでなく、予め面的に整備された区画を配置することについても、検討していく必要がある。

#### (4) 染井霊園の魅力を伝えるしくみづくり

染井霊園は、かつて大名屋敷が多く存在し、そこに出入りする植木職人の里として繁栄した地域に立地する。また現在は、ソメイヨシノの並木や多くの著名人墓所など、独自の魅力を有し、地域の財産ともなっている。

今後、染井霊園の再生を進めるにあたっては、多くの都民が染井霊園の歴史や緑などに触れ、その魅力を感じることができるような取組が求められる。

そのためには、地域の人々などとの協力のもとに、染井霊園とその周辺の歴史・文化資源、自然資源などの情報を発掘するとともに、これを相互に蓄積・共有し、発信していくことが必要である。

その際には、例えば、ガイドボランティアの導入や、窓口での情報提供の充実などの検討も必要であろう。



### 3 デザインイメージの共有

染井霊園の再生にあたっては、その施設のデザインも地域の景観に溶け込むものとするとともに、地域の魅力づくりに資する格調高い景観を創出していく必要がある。

園内には、古くからの墓所や年月を経たソメイヨシノの古木があり、また霊園の周辺は寺社をはじめとする落ち着いた景観を留めている。

施設の整備や既存施設の改修にあたっては、染井霊園の再生が目指す姿と地域の景観を参考に、明確なデザインコンセプトを定めた上でこれに取り組む必要がある。

例えば、『西行<sup>(28)</sup>が詠んだ「ねがわくは花のしたにて春死なんそのきさらぎの望月のころ」の歌を想起させるような空間』など、イメージを共有することが望ましい。

## 4 再生事業の進め方

### (1) 財源の確保

霊園再生の実現のためには財源の確保が不可欠であり、青山霊園、谷中霊園においては、霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で、貸付によって得た収入を整備に充てることで事業を実施している。

染井霊園においても貸付けを再開し、事業の財源確保に努めるべきである。

青山霊園、谷中霊園では、再生事業に伴い一般墓地として一坪または半坪の2種類の区画で貸付を行っているほか、立体式墓地の一部でも新規貸付を行っている。これは既存の霊園の限られた敷地を有効に利用するとともに、単身者や子供のいない世帯の増加など少子・高齢化社会における墓地のニーズの多様化に対応する手段として注目されている。

染井霊園においても、一般墓所の貸付けには複数の種類の区画を用意するとともに、高度に空間を集約でき、かつ景観への影響の少ない新しい形式の集合墓地の提供についても、検討していくべきである。

また、地域のシンボルでもあるソメイヨシノの保全にあたってはファンドや企業のCSR活動との連携など、公的資金以外の新たな手法の導入の可能性を検討するなど、工夫が必要である。

### (2) 効率的な事業の推進

面積が小さく、有効な空間が限られる染井霊園において、再生を円滑に進めるためには、青山・谷中霊園の再生における事業の進め方の課題を検証したうえで、より効率的・合理的な事業手順によって進めることが必要となる。例えば、事業の初期段階で墓所の返還を促進し、十分な空地を確保したうえで施設整備のための墓所移転を行うなどにより、整備を速やかに進めることが可能となる。

## 第6 再生を都民・地域と進めるために

### 1 都民、使用者との協調

霊園の再生は、既存の霊園使用者に加えて、広く都民が利用できるものとして再生するものであるから、従来の使用者及び今後利用するであろう都民の深い理解と協力により実現されるべきである。

そこで、再生にあたっては、これらの人々に対して、再生事業のPR・説明を十分に行い、意見を聴取しながら推進していくことが重要である。

### 2 地域との連携による再生の推進

染井霊園が立地する駒込地区は、地元区をはじめ地域住民により発足されたまちづくり協議会や町会などにより、住民主体の積極的なまちづくりが行われている。また、隣接する巣鴨地区<sup>(29)</sup>においても、知名度の高い商店街の組合による活動など、地元住民の深い繋がりによってまちが成り立っている。

こういった地域の人々や地元区等と情報を共有し、周辺のまちづくりと緊密に連携して推進していくことで、地域コミュニティの醸成に資する再生事業とすべきである。そのためには、それを可能とするしくみづくりが必要となる。

例えば、染井霊園周辺に点在する文化財や寺社など歴史的資源を活かし、一体的なPR活動等を行うことで、霊園のみならず地域全体の魅力や価値の向上に資する再生事業とすべきであり、その手法の一つとして「掃苔」を染井霊園から都立霊園、さらにその周辺の寺社等に発展させていく取組（掃苔ネットワーク（仮称））を提案する。

また、染井霊園周辺地域は、名花「ソメイヨシノ」のふるさととして、サクラをテーマとした公園づくりや苗木の育成を行い、散策マップの作成やイベントを行うなど、地域ぐるみでの活動やPRを行っている。

染井霊園の再生においては、霊園空間としての風格や静謐さに十分配慮した上で、このような地域の活動と協働することで、豊かな地域性の醸成に資するものとすべきである。

## 第7 再生のスケジュール

染井霊園の再生にあたっては、ソメイヨシノ等樹木の保全の方法を、空間計画とあわせて十分検討する必要があるほか、小規模な霊園であることから、施設整備にあたっては景観に十分配慮したものとすることが必要であり、これらについて十分な検討を踏まえて計画を定めることが求められる。

また、事業に着手した後は、事業の効果を早期に都民に還元していく必要があることから、再生のテーマを概ね10年程度で実現できるよう、取組を進めるべきである。

## ○ 用語解説

### 1 区部霊園

23 区内にある都立霊園で、明治 6 年(1872)太政官布達により、市街地における墓地の新設、拡張が衛生上の理由から禁止されたが、市民の墓地に対する需要は高く、翌 7 年 6 月には青山など 9 ヶ所（この時は青山の立山地区が区別されていたため実質 8 ヶ所）が今でいう公営墓地として指定され、同年 9 月、青山、谷中、雑司ヶ谷、染井、及び亀戸（後に廃止）の提供が開始された。

### 2 東京都霊園問題調査会

昭和 61 年 6 月に設置された知事の諮問機関。昭和 63 年 3 月に、現代における墓地の理念や、都における霊園行政のあり方等について報告した。

### 3 東京都霊園管理問題等検討委員会

平成 6 年 3 月に設置された知事の諮問機関。平成 9 年 3 月に、都立霊園の役割、使用料や管理料など都立霊園の管理に関する事、既存霊園の整備活用等について答申した。

### 4 オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

### 5 抱屋敷

江戸時代、抱地に囲い、または家屋を設けたもの。多く主君から与えられた別宅。

### 6 崖線（がいせん）

長くつながった「がけ状」の地形。

### 7 幹周り

樹木の幹の周囲の長さのこと。通常、根本から 1.2mの高さにおける幹周りを測定する。幹が 2 つ以上あるものは、それぞれの幹周りの総和の 7 割とする。

### 8 駒込地区

豊島区の東部に位置する駒込 1 丁目から 7 丁目の区域。

### 9 巢鴨地藏通り商店街

江戸時代中山道の出発地点日本橋から出発して最初の休憩所として発展した町並み。「とげぬき地藏尊」と「江戸六地藏尊」の 2 つのお地藏様と巢鴨庚申塚に守られて、商業の街・信仰の街としてお年寄りを中心に若い方々にも親しまれている。

### 10 染井銀座商店街

昭和 26 年より商店街活動を開始し、昭和 32 年に染井銀座商店街振興組合として設立。昭和 62 年には商店街モール化完成で豊島区第一号のモデル商店街となる。全長約 400mを誇る商店街。

### 11 アメニティ

都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さ。

- 12 駒込地域まちづくり協議会  
平成12年12月に駒込地域のまちづくりを考える住民の集まりとして発足された協議会。地域の住宅密集地区の居住環境を改善し、何時までも住み続けたい、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。
- 13 東京都地域防災計画  
災害対策基本法の規定により、東京都防災会議が策定する防災に関する計画。都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。
- 14 広域避難場所  
東京都震災対策条例にもとづき指定された、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するための面積を有するオープンスペース。地震火災から住民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所として指定している。
- 15 長池堤  
長池はかつて谷戸川の水源として清らかな湧水をたたえていたといわれる。現在は埋立てられ池はなくなったものの、その堤は染井霊園の桜の名所として親しまれている。
- 16 ユニバーサルデザイン  
高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイイスが提唱した。
- 17 集合墓地  
一般的な平面墓地ではなく、合葬式墓地（20）や立体式墓地（21）のように立体化、集約化等により、広く共同で使用する形態の墓地の総称。
- 18 染井霊園使用者アンケート  
東京都が、染井霊園墓所使用者の意向を把握するために、平成23年3月染井霊園再生基礎調査において、墓所使用者3,986名を対象として実施した。2,954名から回答があり、回答率は約74%であった。
- 19 承継  
都立霊園の使用許可を受けた者が死亡した場合などに、その墓の祭祀主宰者が引き続き霊園を使用する許可を受ける行為のこと。都立霊園条例第19条の定めによる。
- 20 合葬式墓地  
平成9年3月の東京都霊園管理問題等検討委員会答申で提言され、平成10年度から導入された。現在、小平霊園及び多磨霊園にある。遺骨は、使用許可後20年間は骨壺の状態で保管し、その後、骨壺から出して共同埋蔵する。生前申込や直接共同埋蔵も可能。  
集合墓地の一つの形態。



- 21 立体式墓地  
霊園再生事業に伴い、平成 16 年度に初めて設置した新しい形式の墓地。現在、青山霊園及び谷中霊園にある。墓所を立体的に集合させた形態であり、使用区画が明確で、遺骨と向かい合ってお参りができる。一般墓地と同様に承継が必要であるが、無縁墓地となることを防ぐため、使用許可後 20 年を経過した時点で、地下のスペースに共同埋蔵する。  
集合墓地の一つの形態。
- 22 行政財産  
地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することに決定した財産。公用財産とは、地方公共団体が事務や事業を執行するために、直接使用することを目的とした公有財産。公共用財産とは、不特定多数の住民の利用に供することを目的とした公有財産。
- 23 NPO  
Nonprofit Organization の略。民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織。
- 24 ファンド  
基金の意。ここでは、保全活動を行うための、市民や企業等からの寄付金・共済金を原資とする基金。
- 25 CSR  
Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、社会的利益や環境利益などの顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考えのこと。
- 26 バッファゾーン  
緩衝帯の意。ここでは、騒音・延焼防止や修景及び環境保全のために、敷地境界沿いに設けられる緩衝緑地帯。
- 27 掃苔（そうたい）  
墓石についた苔を掃い清めること。そこから、墓参のこと。俳句では、とくにお盆（盂蘭盆）の墓参を意味し、秋の季語である。  
また、著名人や自身の尊敬する人の墓を参ることも掃苔と呼ぶ。
- 28 西行  
平安末・鎌倉初期の歌僧。俗名、佐藤義清（のりきよ）。法名、円位。鳥羽上皇に仕えて北面の武士。23 歳の時、無常を感じて僧となり、高野山、晩年は伊勢を本拠に、陸奥・四国にも旅し、河内国の弘川寺で没。述懐歌にすぐれ、新古今集には 94 首の最多歌数採録。家集「山家（さんか）集」その他、歌論聞書「西公談抄」がある。
- 29 巣鴨地区  
豊島区の北東部に位置する巣鴨 1 丁目から 5 丁目の区域。

○ 資料出典一覧

番 号	タ イ ト ル	出 典
図表1	染井霊園位置図	東京都2,500デジタルマップ（平成16(2004)年6月現在）より作成
図表2	染井霊園平面図	東京都建設局資料より作成
図表3	都市計画図（地域地区等）	豊島区「豊島区都市計画図（地域地区等）」（平成22(2010)年4月）より作成
図表4	周辺道路状況図	東京都2,500デジタルマップ（平成16(2004)年6月現在）より作成
図表5	東京都景観計画との関連	東京都景観計画（平成23(2011)年4月改訂版）
図表6	染井霊園周辺航空写真	ランドサットデータの基づく衛星画像地図（平成18(2006)年11月撮影）より作成
図表7	豊島区みどりの基本計画における染井霊園の位置づけ	豊島区「豊島区みどりの基本計画」（平成23(2011)年3月）より作成
図表8	町丁目別緑被率	
図表9	緑被分布図	
図表10	染井霊園樹木分布図	東京都建設局資料より作成
図表11	江戸時代の駒込村	公益財団法人 東京都公園協会「徳川三代将軍から大名・庶民まで、花開く江戸の園芸文化 ―その保存と継承―」より作成
図表12	染井霊園周辺資源の位置図	東京都2,500デジタルマップ（平成16(2004)年6月現在）より作成
図表13	著名人墓所一覧及び位置図	東京都建設局資料より作成
図表14	避難場所の指定状況	東京都都市整備局「避難場所及び避難道路図（豊島区）」（平成20(2008)年2月）より作成
図表15	再生概念図	東京都建設局資料より作成
図表16	墓所移転に関する意向	東京都建設局「染井霊園再生基礎調査」（平成23(2011)年3月）より作成
図表17	墓所返還に関する意向	
図表18	原状回復義務免除制度について	
図表19	合葬式墓地へご遺骨を改葬する制度について	

○ 名 簿

東京都公園審議会委員名簿

区分	氏 名	役 職 等
会長	山田 勝巳	(社)日本公園緑地協会顧問
副会長	山田 元一	(社)東京都造園緑化業協会副理事長
委員	浅地 正一	東京商工会議所顧問
委員	池邊 このみ	千葉大学教授
委員	桑野 玲子	東京大学生産技術研究所准教授
委員	菅谷 博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長
委員	須磨 佳津江	キャスター
委員	中林 一樹	明治大学教授
委員	蓑茂 寿太郎	(一財)公園財団理事長
委員	吉田 博宣	京都大学名誉教授
委員	奥田 昭夫	都民委員
委員	林 勝則	都民委員
委員	上野 和彦	東京都議会議員
委員	川瀬 透	財務省関東財務局東京財務事務所長
委員	舟引 敏明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
専門委員	樋渡 達也	元東京農業大学客員教授
専門委員	藤井 正雄	大正大学名誉教授
専門委員	村上 恵一	(公社)全日本墓園協会事務局長

東京都公園審議会 霊園専門部会名簿

区分	氏 名	役 職 等
部会長	樋渡 達也	元東京農業大学客員教授
委員	山田 元一	(社)東京都造園緑化業協会副理事長
委員	池邊 このみ	千葉大学教授
委員	藤井 正雄	大正大学名誉教授
委員	村上 恵一	(公社)全日本墓園協会事務局長

○ これまでの審議日程

平成 23 年度第 1 回 東京都公園審議会	平成 23 年 1 月 27 日
平成 23 年度第 2 回 東京都公園審議会 (現地視察)	平成 23 年 1 月 21 日
平成 23 年度第 1 回 霊園専門部会	平成 23 年 1 月 21 日
平成 23 年度第 2 回 霊園専門部会	平成 24 年 1 月 27 日
平成 23 年度第 3 回 東京都公園審議会	平成 24 年 2 月 21 日
平成 24 年度第 1 回 霊園専門部会	平成 24 年 4 月 20 日
平成 24 年度第 1 回 東京都公園審議会	平成 24 年 5 月 30 日